

令和7年3月

お客さま各位

兵庫信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は兵庫信用金庫に格別のご愛顧を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて下記の取組みを実施いたします。

お客さまにおかれましては、本対応について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、この機会に電子的決済手段（インターネットバンキング・でんさいサービス等）の利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

1. 実施内容

（1）当座預金の新規口座開設の停止（実施日：2025年4月1日（火））

当座預金の新規口座開設を停止します。実施日以降、事業性資金にかかる新たな預金口座開設を希望される場合は、「普通預金」または「決済用（無利息型）普通預金」をご利用ください。

なお、既に当座預金口座をお持ちのお客さまは引き続きご利用可能です。

（2）2027年4月以降を期日とする手形小切手の代金取立・手形割引の停止（実施日：2025年4月1日（火））

2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む）について、代金取立・手形割引の受付を終了します。

2. 取組みの背景

2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」には「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれており、これを受けて、全国銀行協会は「2026年度末（2027年3月末）までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主行動計画を策定しております。

今回の取組みは、こうした政府および銀行協会の方針を踏まえ実施するものです。

以 上



HYOGO SHINKIN BANK

兵庫信用金庫